

指定介護老人福祉施設第2ハトホーム短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042(306)2320 (午前9時30分～午後5時00分まで)

担当 生活相談員

ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 特別養護老人ホーム第2ハトホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 第2ハトホーム
所在地	東京都東村山市富士見町二丁目7番地5
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (東京都1374701819号)

(2) 職員体制

	職員数	備考
施設長	1名	
生活相談員	1名以上	
介護支援専門員	1名以上	
機能訓練指導員	1名以上	
管理栄養士	1名以上	
看護師	3名以上	常勤換算
介護職	27名以上	常勤換算
医師	必要数	
事務職員	必要数	
調理員	必要数	
その他	必要数	

(3) 設備の概要

定員	88名+短期入所8床	静養室	1室	
居室	4人室	14室 (1室 49.86 m ²)	医務室	1室
	2人部屋	12室 (1室 26.80 m ²)	看護室	2室
	個室	8室 (1室 12.53 m ²)	食堂兼機能訓練室	4室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽があります			

3. サービスの内容

①施設サービス計画の立案

要介護状況に応じた施設でのサービス計画を、担当者が立案し、実施します。

②食 事

朝食 7:30～9:30

昼食 12:00～14:00

夕食 18:00～20:00

※原則、食堂にておとりいただきます。

③入 浴

週に2回入浴していただけます。

但し、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内の移動の付き添い等の介護

⑤機能訓練

各フロアの食堂兼機能訓練室にて機能訓練を行います。

⑥生活相談

常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。

⑦健康管理

当施設では随時、健康診断を行います。また、ご希望に応じ、嘱託医の診察や健康相談サービスを受けることができます。

⑧理容サービス

当施設では月に1回、理容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

⑨レクリエーション

当施設では、入所者交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

4. 利用料金

(1) 基本料金

①基本料金

要介護度区分	1日あたりの自己負担額（基本料）		
	1割負担	2割負担	3割負担
(介護予防) 要支援1	489円	977円	1,466円
(介護予防) 要支援2	608円	1,215円	1,823円
要介護1	653円	1,306円	1,959円
要介護2	728円	1,456円	2,184円
要介護3	807円	1,614円	2,421円
要介護4	883円	1,766円	2,648円
要介護5	958円	1,915円	2,872円

* 事業所の体制、取り組みとして条件を満たしている期間、以下の加算が上記基本料に加算されます。

・機能訓練体制加算・夜勤職員配置加算・サービス提供強化加算・生産性向上推進体制加算・看護体制加算（空床利用時のみ）

* 療養食加算については、該当する場合に限って介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

* 介護職員等処遇改善加算については、前項利用料に加算率（14.0%）を上乗せした金額が加算されます。

②食費 1食あたり 朝食 ￥ 435 昼食 ￥ 720 夕食 ￥ 535

③滞在費 2～4名室 ￥ 915/日 個室 ￥ 1,231/日

※食費、滞在費は、介護保険負担限度額認定証による軽減制度があります。

(2) その他の料金

①行事食 1食あたり ￥700 (別途)

②お好み食 実費 (食費との差額をお支払いいただきます)

③理容費 実費

④送迎費 片道￥1,992 (東村山市及び東大和市、小平市にお住まいの方のみ利用できます)
介護保険適用時は、片道￥200 になります。

⑤テレビ使用料 1日あたり ￥100

(3) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の10%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、料金は退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 入所中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎月10日頃に前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行します。お支払方法は、銀行振込・口座引き落とし代行のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当 (自立) と認定された場合

※この場合に限り予約を有効にしたまま契約条件を変更して再度契約することができます。

③その他

お客様がサービス料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず30日以内に支払わない場合、又はお客様やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、又はやむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合は60日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

介護保険制度の趣旨にそって、利用者の心身の状況を十分配慮し、介護サービス計画に基づくサービスの提供を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	やむを得ない場合を除く

(3) 施設利用にあたっての留意事項（利用のしおりをご覧ください）

- ・ 面会
- ・ 所持品の持ち込み
- ・ 外泊
- ・ 施設外での受診
- ・ 飲酒、喫煙
- ・ 宗教活動
- ・ 設備・器具の利用
- ・ ペット
- ・ 金銭・貴重品の管理

7. 緊急時の対処方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

8. 非常災害対策

- ・ 非常時の対応 消防計画に基づく第2ハトホーム自衛消防隊の活動
- ・ 防災設備 自動火災報知設備、非常放送設備、直接通報装置、スプリンクラー、補助散水栓、消火器、防火扉
- ・ 防災訓練 毎月1回実施
- ・ 防災責任者 統括施設長

9. サービスの内容に関する相談、苦情

①当施設ご利用者相談、苦情担当

担当 生活相談員 電話042（306）2320

②その他

当施設以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

(土・日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

東村山市年齢支援課介護サービス係 電話042(497)2080

東京都国民健康保険連合会苦情相談窓口 電話03(6238)0177

東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会 電話03(5283)7202

10. 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 村山苑

代表者役職・氏名 理事長 相原 弘子

本部所在地・電話番号 東京都東村山市富士見町2-7-5

042(393)8496

施設・拠点等

特別養護老人ホーム 1カ所

短期入所生活介護 1カ所

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 東京都東村山市富士見町2-7-5
名称 社会福祉法人 村山苑
特別養護老人ホーム 第2ハトホーム

説明者 所属 生活相談員

氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

家族代表者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印